

令和4年 2月 2日

サッカー関係者 各位

公益社団法人 岩手県サッカー協会
会長 佐藤 訓文

サッカー活動に関する通知（令和4年2月2日）

感染拡大が未だ広がる中、1月23日付「岩手緊急事態宣言」が発令され、新たに2月1日の県知事メッセージで「学校へのお願い」について対策が強化されました。

今後の感染状況の予測もつかない状況下ではありますが、より一層の感染予防を継続しつつ、全ての年代において感染拡大阻止に向け、取り組んでいく必要があります。

つきましては、本日以降のサッカー活動について、以下の通りとします。

本協会が主催・主管するサッカー活動は、「JFA サッカー活動再開に向けたガイドラインの改定について（第10版）」（2021年12月22日付）を十分に遵守し、継続実施する。
なお、サッカー活動の出欠に関してチーム・個人の判断を尊重する。
岩手県及び岩手県教育委員会並びに県内自治体等からの通知（施設に関するものを含む）は前項より優先する。

なお、下記事項につきましては、期間制限を設けます。

【 「岩手緊急事態宣言」発令中 】

- ・ トレセン活動・強化事業については、原則自粛とする
- ・ 宿泊を伴ったサッカー活動は自粛とする
- ・ 都道府県をまたぐ（往来）公式戦以外の活動は自粛する
- ・ フェスティバル・普及事業等の単発イベントは自粛する
- ・ 公式戦については、延期を含め必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とする。

以上

参考：「JFA サッカー活動再開に向けたガイドラインの改定について（第10版）」
（2021年12月22日付） https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf?1222